

【利用者の方へ】

高松市お試し移住促進事業補助金Q & A（令和7年10月1日更新）

■ 目的

①事業の目的は何ですか？

- 本市への移住を検討している方が、本市での生活をイメージできるよう、実際に本市での生活を体験するための滞在や、住居や仕事を探すなど、移住に向けた準備に必要な滞在の場合に活用できます。

なお、観光を目的とする場合には利用できません。

■ 移住相談

②香川県外又はオンラインで実施される移住相談について、高松市が出展していない移住フェアや、高松市以外の市町や香川県への移住相談も対象ですか？

- 対象外です。補助金を申請する場合は、高松市が出展している移住フェア又は相談会で、高松市へ移住相談を行っていることが必要です。

※ 本補助金を申請する場合は、お試し移住をする前に必ず、地域活力推進室へご連絡ください。

③移住相談は、お試し移住の滞在中や、お試し移住の後に行ってもよいですか？

- 移住相談は、お試し移住をする**直前の1年間**に参加してください。

■ 宿泊施設

④お試し移住の対象となるゲストハウス等はどこですか？

- 本補助制度に登録されているゲストハウス等の宿泊事業者が対象です。

※ 市内のエリア（中心部、郊外、島しょ部）ごとに補助金を配分していますので、お問合せのタイミングによっては、一部のエリアで補助金の交付を終了している場合があります。

⑤領収書の記載項目に指定はありますか？

- **宿泊者氏名、宿泊期間を明記してください。**

なお、領収証の宛名は、補助金の申請者名にしてください。

但し書き例)「宿泊費として〇月〇日から〇泊分」

■申請期間

⑥補助金の申請ができる期間はいつですか？

- 宿泊日以降で、2月末日までに申請してください。
なお、受付は先着順で、予算がなくなり次第終了します。
- ※ 本補助金は、お試し移住による宿泊日を連絡いただいた順に受け付けます。
(宿泊日順ではございませんので、ご注意ください。)

⑦3月にお試し移住をした場合、補助金の申請はできますか？

- 申し訳ありませんが、申請はできません。
事務処理の都合上、補助金の対象となる宿泊日及び申請期間は、2月末日までとしております。

■申請回数

⑧補助金は何回でも利用できますか？また、複数のゲストハウスを利用できますか？

- 補助金の申請は、利用者及びその同行者1名につきそれぞれ1回、高松市内で連続する宿泊日数の内、本事業の規定による登録を受けた宿泊事業者で宿泊した日数（最大7日）でご利用いただけます。

(例1)

1人で6泊7日、市内でお試し移住をした場合の補助額

1名×6日×2,000円=12,000円

(例2)

同一世帯の家族4人で8泊9日、市内でお試し移住をした場合の補助額

2名×7日×2,000円=28,000円

(例3)

1人で途切れることなく登録宿泊施設を2カ所以上（2泊+3泊）おお試し移住をした場合の補助額

1名×（2泊+3泊）×2,000円=10,000円

■補助対象

⑨登録宿泊事業者を連泊で予約できず、途中で未登録宿泊施設を利用した場合はどう取り扱われますか？

- 本市への移住を検討していただくための補助金となりますので、市内の宿泊施設を利用して連続して宿泊した場合は、登録宿泊施設を利用した宿泊

日数（最大 7 日）までは補助の対象となります。その場合、市内で連続して滞在し、宿泊したことが分かる書類（宿泊明細書、領収書、予約確認書 etc）のご提出をお願いします。

（例）※補助額は利用者 1 人の場合の額

パターン	1 泊	2 泊	3 泊	4 泊	5 泊	6 泊	7 泊	8 泊	9 泊	補助額
①	登録宿泊施設 (3 泊) 補助対象			未登録宿泊施設 (市内) (3 泊)			登録宿泊施設 (3 泊) 補助対象			6 泊分 12,000 円
②	登録宿泊施設 (3 泊) 補助対象			未登録宿泊施設 (市外) (3 泊)			登録宿泊施設 (3 泊) 補助対象外			3 泊分 6,000 円
③	登録宿泊施設 (3 泊) 補助対象			未登録 施設 (市内) (1 泊)	登録宿泊施設 (2 泊) 補助対象		登録宿泊施設 (3 泊) 補助対象			上限 7 泊分 14,000 円

■ 提出方法

⑩申請書の提出方法を教えてください。

○ オンラインフォームより提出してください。

<https://logoform.jp/form/dV7M/otameshi>